（1）第3種郵便物認可毎月1回1日発行定価1部5円　宇治市政だより　昭和26年2月16日第3種郵便物認可　昭和38年5月1日発行　第140号

発らつとまちづくりへ
新市会議員きまる

昨秋以来、十月の市長選挙、市会議員補欠選挙、十二月の府会議員補欠選挙（無投票確定）、四月の地方統一選挙と選挙一色に採られたわたくしたちのまちも、去る四月三十日の市会議員選挙を最後に、市民から選び出されたこれら市長や市会議員によって、若い宇治市の新しいまちづくりが進められることになった。

これらの選挙は、いずれも市民にとっては一番身ちかなもの、一票一票が市民の生活につながる大切なもの、それだけに選挙とこの有権者の関心は盛り上がり、はげしかった選挙を通じて、市民の高い政治意識が如実に示されたのはとくに意義の深いものがあった。

数字で見ると……

先ず市長選挙では、前回（38・10・30）の有権者数二万五千六百六十人、投票者数一万八千百十一人、投票率七一パーセント、うち無効投票五百四十八票（三パーセント）で、いずれも有権者数はくなっているが無効投票は、極めて少なく、しかも漸減しているのは、有権者のすぐれた投票内容を物語っているといえよう。

市会議員選挙では、前回（37・10・30）は有権者数二万七百十一人、投票者数一万七百十三人、投票率七二パーセント、うち無効投票五百十九票（二パーセント）に対し、今回（38・4・17）は有権者数二万二千五百十二人、投票者数一万二千五百九十二人、投票率七〇パーセント、うち無効投票一百十四票（一パーセント）、市会議員選挙では、前回（34・4・30）の有権者数二万六千二百十五人、投票者数一万二千三百十五人、投票率八五パーセント、うち無効投票、百二十六票（一パーセント）に対し、今回（38・4・30）は有権者数二万二千八百六人、投票者数一万六千四百四十八人、投票率八一パーセント、うち無効投票百二十二票（〇・五パーセント）で、いずれも有権者数はくなっているが無効投票は、極めて少なく、しかも漸減しているのは、有権者のすぐれた投票内容を物語っているといえよう。

府会議員選挙では、前回（34・4・23）の有権者数一万五千九百十一人、投票者数一万九千三百五十一人、投票率七五パーセント、うち無効投票三百九十九票（二パーセント）に対し、今回（38・4・17）は有権者数二万二千百五十二人、投票者数一万五百九十二人、投票率七〇パーセント、うち無効投票一百十四票（一パーセント）、市会議員選挙では、前回（34・4・30）の有権者数二万六千二百十五人、投票者数一万二千三百十五人、投票率八五パーセント、うち無効投票、百二十六票（一パーセント）に対し、今回（38・4・30）は有権者数二万二千八百六人、投票者数一万六千四百四十八人、投票率八一パーセント、うち無効投票百二十二票（〇・五パーセント）で、いずれも有権者数はくなっているが無効投票は、極めて少なく、しかも漸減しているのは、有権者のすぐれた投票内容を物語っているといえよう。

投票率は市長選挙を除いて府会議員、市会議員選挙において若干低下しているが、これは、四月の地方統一選挙で選出された府会議員、市会議員は、次のとおり。敬称略

府会議員（宇治市選出）

堀井庄次郎　無所属前　70　宇治妙楽八四　現京都地方家庭裁判所調定委員、現宇治農業協同組合長

市会議員（得票順）

大野光春　公明政治連盟前　39　宇治字文字二　鉄工業
坂田緑郎　民主社会党前　30　宇治矢落七一　団体役員
松下　林　民主社会党　53　宇治野神一　団体役員
長村源次郎　無所属前　55　宇治妙楽四四　電気器具販売
太田　孝　日本社会党前　44　開町一三　団体役員
金井金一郎　無所属前　60　蒐道只川三五　会社役員
山中　登　日本共産党前　43　宇治白川植田三〇　獣医
池本正夫　無所属元　42　宇治妙楽一三三　食料燃料販売
飛田保雄　社会党前　34　広野町西裏八二　会社員
池本檜三郎　無所属前　51　小倉町天王一　朝日建設工業
田中　清　無所属新　36　株式会社社長
羽倉庄郎　無所属新　44　五ケ庄三番割四五　会社員
山本光造　日本社会党前　40　明宮東九三　会社員
広瀬浩二　日本社会党前　28　広野町桐生谷九七　奈良電鉄株式会社京都助役
野口　茂　無所属前　36　宇治戸ノ内三八　政党役員
倉田神楽田一五　会社役員　44　菅野久三郎　無所属前　44　五ケ庄西浦三七　土建業
瀬口純一　無所属新　40　二ノ尾勢ノ谷五　農業
伊藤秀一　無所属新　59　幡東中一二　工員
上田正夫　無所属前　47　広野町西裏六　建設業
川口祐一　日本共産党新　30　大久保町山ノ内一一　会社員
北川兵太郎　無所属前　60　伊勢田町毛語六五　農業
猪尾　昇　無所属新　45　五ケ庄折坂五　東邦生命保険相互会社城支部長
松枝格禅　無所属新　56　六地蔵柿ノ木町二　葬儀請負業
江口四郎一　無所属前　62　槇島町一ノ坪一〇五　農業

ことしの社会教育委員

職業、年令、信条、学歴等が異り、さまざまな環境の人びとが相互に自主的に行なう自己教育、つまり社会教育をすすめる宇治市の新しい社会教育委員がきまった。会長には宇治市文化協会長の上林種太郎氏を選出、以下十五人の委員が、公民館活動を中心に、婦人教育、青少年育成、体育、文化の向上などに努力することになった。

（宇治市社会福祉協議会）

愛の募金

四月中、当社会福祉協議会へよせられた寄附金はつぎのとおりです。

▽四月二日　城南高校三年八年三月会業三年八組のみなさんから四百円、市内宇治下居二〇、七加家子さんから五百円

▽四月五日　西ノ京中学校池永務先生から七千円

▽四月十五日　市内宇治文振三宇治カトリック教会から五千円と お米一四キロ（ご高志によって五千円は砂糖に替えお米といっしょに市内の生活保護家庭におくります。）

▽四月十七日　大久保自衛隊業務隊第年課のみなさんから三千八百円

▽四月十二日　靖国寺住職中井祖門さんから三万円

これらの心のこもった寄附金は福祉金庫に入金し、市内の恵まれない方がたの福祉増進に役立たせていただきます。どうもありがとうございました。

（宇治市社会福祉協議会）

心配ごと相談所
六月の日程

社会奉仕の会である窓口「心配ごと相談所」の五・六月の日程は、次のとおりです。表中太字は、去る四月から新しくはじまった法律相談日です。いずれも無料で、秘密はかたくまもられます。お気がるにご相談におこし下さい。

日時　相談員

六・四　江口四郎一、長沢きく
六・六　松阪重一、板倉熙子
六・一一　金井金一郎、松山まき
六・一三　入江宗太郎、岡千代
六・一八　平岡舜一、堀井庄次郎
六・二〇　芥潔、中西かね
六・二五　田中定助、前川靈桂
六・二七　小山健二、山崎政栄

（宇治市社会福祉協議会）

◇十一日　「政治と圧力団体」
講師　京都大学助手　高島昌二氏
◇二十五日　「アメリカ社会生活の基礎」
講師　フルブライト留学生　口羽益生氏

(8)婦人文化教室
「第一・三木曜日午後一時三〇分から　宇治商工会議所」
◇六日　「婦人と幸福」
講師　日本倫理学会理事　遊亀教授氏
◇二十日　「テレビの見せ方」
講師　平安高校教諭　上野暸氏

（市教育委員会）

住民登録人口
（38年3月31日現在）

世帯数	14.303世帯
人口	55.815人
男	28.897人
女	26.918人

3月市人口の動き

出生82人　死亡33人
結婚97組　離婚5組

市域の面積
67.29平方キロメートル

木幡に新管を布設
高台の水不足も解消

最近住地の開発で住宅が急増した木幡地区山手方面は、給水施設の不備に加えて需用が増える一方で、しばしば断水しがちであり、かねてから改善を要望されていたが、このほどようやく水道課において配水管を新設する運びとなった。

この工事は、宇治病院前から国鉄木幡駅附近まで府道京都宇治線西側沿い延長九百四十七メートルに、口径二百ミリの石綿管を布設するもので、工事費四百五十万円で近く着工、七月末完成の予定。

これが完成すると、山手一帯の住宅約四百戸の給水事情が改善されさらに新設需用に応ずることも可能となる。

ついで第二期工事として、やはり府道京都宇治線に沿って国鉄木幡駅附近から六地蔵方面まで配水管を新設する計画を立てており、目下準備をすすめている。

（水道課）

茶の栽培に新研究
永久柵・クレモナを使用

茶は日本の特産物、なかでも宇治茶は、味とい香のといいすぐれた品質を誇り、つねに王座を占め、ひろく万人に愛用されている。とくに玉露とよばれるこの茶は、茶摘みともなれば覆がかけられて収てん茶とよばれる種類の茶は、茶摘みともなれば覆がかけられて収培される。

この覆はひのきやすぎの薄くいに竹を渡しよしずやこも、わらなどをかけてつくられるが、毎年三割ずつ補給しなければならない。ところが、最近資材の値上がり人手不足で、いろいろ改善案が練られているが市の農林業課では、昨年五月覆架のくいや竹のかわりに鉄筋コンクリート柱や針金を用いた永久柵をつくった。

この経費は約十万円であるが、永久使用ができるとか、覆小屋が不要であるなど、経営改善に大きな期待がかけられている。

（農林茶業課）

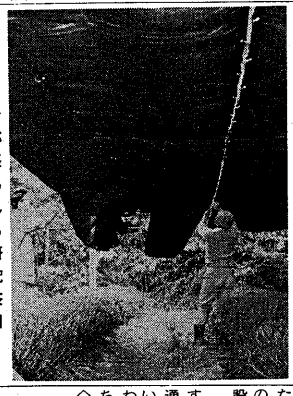
クレモナが張られる研究茶園

市民講座を開設
婦人には文化教室

この頃入学づくり運動がやかましく叫ばれています。明るいまちづくりや村づくりをするためには、そのまちやその地区に住む住民の一人ひとりが、よりよい人間になることが先決問題だと考えます。

そこで宇治市教育委員会では、目まぐるしく移り変わる社会に、取り残されないよう、新しい知識や生活技術を身につけていただくため、五月十日から、「市民講座のタベ」と「婦人文化教室」を開設いたします。

そして年間を通じてこれを実施することにいたしました。紙上を通じて毎月のスケジュールを発表いたしますので、皆さんお誘い合わせ多数ご参加できるよう、お待ちいたします。

◇五月二十六日午後七時三〇分から
「今どきの青少年と家庭教育」
講師　大阪女子大学教授　山吉長氏

六月のスケジュール

(1)市民講座のタベ
（第一・四火曜日午後七時三〇分から　宇治商工会議所）

＞行政相談委員に上林氏＜

行政管理庁では、数年前から国の行政についての問題点を役所の仕事で納得できないことが、遅いことなど国民が困っていることを見つけ出す方法として苦情相談ということを始めたところ、各方面で歓迎され、三十五年度から本来の業務として苦情相談をやるという法律で定められ、翌三十六年度からはその窓口を広くするため行政相談委員を各市町村に置くことになりました。

京都府下では、三十八年度には留任、新任合わせて五十名の委員が四月一日付で行政管理庁長官の川島大臣から委嘱されたが、当市で委嘱されたのはつぎの人です。

行政相談委員
上林種太郎氏　宇治一番一三七番地　電話二三〇番

この行政相談員は、行政について苦情等のある国民や、各種団体の相談相手となり、これを京都行政監察局に連絡して解決の世話をするのが仕事です。

その相談については、費用は一切不要、相談の申出は文書、口頭など形式は問わない秘密のことは絶対漏らさないから、相談ごとがあれば気軽に利用してほしいと要望しています。

（市民課）

赤ちゃんの種痘は

三十八年度の春季種痘を次により行ないます。該当者は自宅に一番近い場所でうけてください。

うけなければならない子供

①昭和三十七年四月一日から九月三十日までに生まれた者
②前回の種痘にもれた者
③昭和三十七年三月三十一日以前に生まれた者で、まだ一度も種痘をうけていない方

実施日時と場所

種痘日	検痘日	時間	場所
五月二日	六月三日	一〇〇～一一〇〇	木幡公民館
五月二日	六月三日	二〇〇～三〇〇	広芝公民館
五月六日	六月六日	一〇～三〇	宇治保健所
五月二日	六月七日	一〇～一一〇	神明公民館
五月二日	六月七日	二〇～三〇	開公民館
五月三日	六月一〇日	一〇～一一〇	大久保公民館
五月三日	六月一〇日	二〇～三〇	伊勢田公民館
五月三日	六月一二日	一〇～一一〇	槇島公民館
五月三日	六月一二日	二〇～三〇	小倉公民館
六月一日	六月一三日	一〇～二〇	蒐道川公会堂
六月一日	六月一三日	二〇～三〇	蒐道公民館

厚生課衛生係

各戸にひとりは赤十字社員に

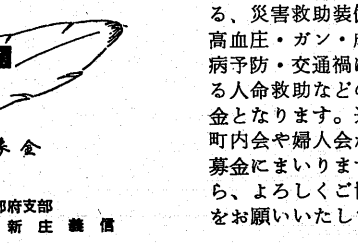

募金された浄財は、日本赤十字社における、災害救助装備・高血圧・ガン・成人病予防・交通禍による人命救助などの資金となります。近く町内会や婦人会から募金にまいりますから、よろしくご協力をお願いいたします

日本赤十字社京都府支部
宇治支区長　新庄義信

母子年金初の交付

掛金の完納が第一

納期限は

このほど市内で初の母子年金証書一号、二号が市内木幡藤村エイさん（四十六才）、同広野町山本シンさん（四十三才）にそれぞれ交付されました。このお二人は、いずれもとじ一月に不幸にも主人と死別されました。そしてまだ十八才未満のお子さんを抱えておられます。このため、国民年金法の定めで、母子年金が支給されることになったもので、これらのお子さんが満十八才になるまで、特別の事情がない限り支給されます。これは、このお二人が、いままで国民年金の被保険者として一年以上保険料（掛金）をかっちり納めておられたからです。

このように、国民年金法では、一家の生計の柱である夫と死別した妻が十八才未満の子供を持ち、夫と死別するときまで一年以上被保険者として保険料を滞納せず納めていた場合に、母子年金が支給されます。

年金のいろいろ

国民年金制度は、ことしの四月で満一年になりました。この制度には、六十五才になったときに支給される老令年金、通算老令年金のほか、思わぬ不幸に出会ったときに直ちに支給される次のような年金があります。

㋐**障害年金**…本人が国民年金の被保険者で、保険料を納付していること。

㋑**母子年金**…妻が国民年金の被保険者で、保険料を納付していること。

㋒**遺児年金**…両親（片親の場合は父または母）が被保険者で、保険料を納付していること。

㋓**準母子年金**…祖母かまたは姉が国民年金の被保険者で、保険料を納付していること。

これらの年金が支給される要件は、いずれも国民年金に加入しておかなければなりません。加入して一カ月保険料を納めただけで直ちに支給されるものではなく、一年以上継続して加入していること、保険料も一年以上続けて納めていること、しかも滞納していないことが必要です。

もう少しくわしく説明しますと国民年金法では、事故の起った月のすぐ前の基準月の前月まで引き続き一年以上被保険者であり、その期間中保険料を完全に納めていなければなりません。例えば、ことし五月から七月の間に事故が起ったとしますと、すぐ前の基準月は四月で、その前月は三月ですから、この場合は三月まで引き続き一年以上加入して保険料を納めておればよいことになります。

保険料を滞納していた者が、事故が起ってからあわてて保険料を納めても、これらの年金は支給されません。保険料は基準月（納期限）までに必ず納めるようにして下さい。

基準月とは納期限、つまり四・五・六月分は七月、七・八・九月分は十月、十・十一・十二月分は翌年一月、一・二・三月分は四月というように、七月、十月、一月四月のことです。

（保険年金課）

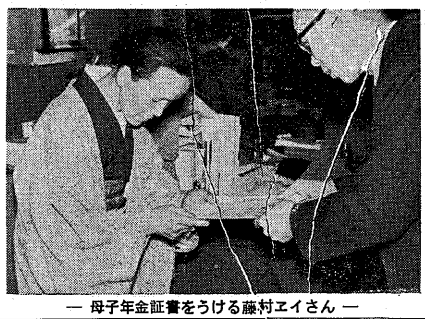

— 母子年金証書をうける藤村エイさん —

地域加算で有利

旧軍人・軍属の恩給

旧軍人・軍属の方で、軍人・軍年数が前記の年数に満たない人で属としての勤務年数が将校・準士も外地におられた方には、特別官の場合十三年以上、下士官・兵の場合十二年以上、軍属の場合十七年もしくは十二年以上ある人には、従来から普通恩給が、また遺族には扶助料が支給されていますが、一昨年恩給法が改正になり、次の方がたにも恩給が支給されることになりました。

①**普通恩給**
旧軍人・軍属の方で、その勤務年数が前記の年数に満たない人で勤務年数が加算され、前記勤務年数に達した場合に恩給が支給されることになりました。加算される年数は勤務した地域によって異なりますが、極端な場合、一カ月について三カ月の加算が認められることになり、外地で実際に勤務した年数が三年あれば恩給がもらえるという人も出てくるわけです。

②**普通扶助料**
前記①に該当する人が昭和三十六年九月三十日までに死亡されている場合には、その遺族の方に扶助料が支給されます。

遺族とは…㋐旧軍人・軍属の方が昭和二十二年十二月三十一日までに死亡しているときは、死亡の当時その当時その者と同一戸籍にあった妻、未成年の子、父母、祖父母㋑旧軍人・軍属が昭和二十三年一月一日以降死亡しているときは、死亡の当時その者と生計を共にしていた妻、未成年の子、父母祖父母

①と②に該当する人は、宇治市福祉事務所へ至急に請求手続をして下さい。なお、請求用紙や説明書は福祉事務所にありますから、心あたりのある方は一度お問い合わせ下さい。

（福祉事務所）

毎日10は……交通安全日

宇治市交通安全対策協議会

福祉年金をうけている方は

これは福祉年金を受けている本人、その配偶者及び扶養義務者の前年の収入を届けていただくもので、この届によって、九月の支払月以降に受け取られる年金額がきめられます。

この届をお忘れになると、九月の支払月以降の年金を受取ることができなくなりますから注意下さい。

受付は、六月一日からです。国民年金証書とハンコを持って、保険年金課へ手続において下さい。

用紙は、保険年金課にあります。

昨年所得が多いなどの理由で福祉年金をうけることができなかったかも、念のためこの届出をしていない他の野っぽについては、下さい。

（保険年金課）

今月の出張徴収

五月二十八日　大久保公民館、旦椋公民館
五月二十九日　伊勢田公民館、開公民館
五月三十日　木幡公民館、水道課
五月三十一日　宮東公民館

市民のこえ

なぜもらえない

一老人から

七十才以上になる国から年金がいただけるそうですが、私は七十三才になるのにまだもらっていません。所得の関係でもらえる人ともらえない人があるとききましたが、財産もあり、生活がらくないまは息子の世話で、私はお寺まいりと婦老会だけが楽しみです。この年金も、七十才以上の年寄には、せめて半分でも三分の一でもいただけるようにしていただきたいと考えます。

お答え　福祉年金は、本人の前年の所得が十八万円ある場合、配偶者に前年の所得税額がある場合、または扶養義務者の前年の所得が六十万円ある場合には支給されませんあなたの場合お気の毒ですが、そのうちのどれかにあたっているものと思います。また、この年金は国から支給されるもので市が勝手に金額を変えたり、所得制限を変えたりすることができませんので、悪しからずご了承下さい。

（保険年金課）

白川道を安全に

宇治妙楽　松本源三郎

曲がくねった細い坂道の白川道を一ぱいに用捨もなくダンプカーが走っています。そのため道路が荒れて、雨が降れば十日も十五日も泥田のようになり、天気の良い日もゴム長をはいて行かねばなりません。そこで、①白川坂の上り切ったところをキラスかくり石で、つぼは、人・車道の別のない府道として再認識し十分注意をして運行するように要望しておきました。

（土木課）

お答え　近く舗装します。②坂道の中間の橋は、三千八百万円で施行する予定です。③道路の拡巾は、現在のところ未定です④未舗装の個所は、三千八年度に予算化、計画中です。⑤ダンプカーの運行については、警察と協議して十分注意をして運行するよう要望しておきます。

（土木課）

あぶない野っぽ

通学生の父から

野っぽの整備については市政だより（保険年金課）

お答え　①坂道については舗装の坂道と区の上半分を舗装してほしいことをお願いします。②坂道の中間の橋は、三千八百万円で施行する予定です。③道路の拡巾は、現在のところ未定です④未舗装の個所は、三千八年度に予算化、計画中です。⑤ダンプカーの運行については、警察と協議して十分注意をして運行するよう要望しておきます。

（土木課）

家族保険で生活保障

—宇治市郵便局から—

加入のすすめ

一枚の保険証書で、しかもなるべく安い保険料で、家族全員が保障される生命保険として、日本ではじめての「家族保険」が郵便局から発売されたのは、昭和三十四年四月です。

その後、郵便局がこの家族保険の普及につとめた結果、三十八年三月末で、約五十七万件、契約保険金額は一千億円をこえました。

しかし、家族保険に対する一般の理解がまだじゅうぶんとはいえないので、この五・六月の二カ月間、郵便局では「家族保険新加入運動」と銘打って、家族保険の普及をはかることになりました。

家族保険とは

①夫婦とその子どもが被保険者となるので、夫婦のどちらか一方には五十五才または六十才満期の養老保険がつき、もう一方には五十五才または六十才までの定期保険そして、子どもには二十才までの定期保険がつきます。

②保険金額は、夫婦の一方につく養老保険は五万円から五十万円までの五万円きざみで、夫婦のもう一方の定期保険はその四割、子どもの定期保険は二割の金額となっています。

たとえば、夫が契約者となって五十五才満期、五十万円の家族保険に加入しますと、夫には五十五才満期の養老保険五十万円、妻には五十五才までの定期保険二十万円、子どもにはそれぞれ二十才までの定期保険十万円がつくことになります。

③定期保険というのは、万一の場合にだけ保険金が支払われるもので、火災保険のように掛け捨てとなるものですが、一定の保険金額に対してもっとも保険料が安くすみますので、家族全員を保障するような場合に取り入れるのに適しています。

家族保険の特長は

①夫婦のうちどちらが契約者になってもよいのです。

②現在いる子どもはもちろん、将来生まれたり、養子にした子どもも含まれるうえ、子どもの数は何人でも、保険料は同じです。

子どもの多い家庭や、これから子どもが生まれるという新婚家庭には、とくにこの家庭保険が適しています。

③万一、契約者が死亡して保険金が支払われたあとでも、遺された夫婦の一方が五十五才または六十才になるまでと、子どもが二十才になるまでは、保険料を払わないでも定期保険は引きつづき有効です。

どうか、この有利な「家族保険」に一人でも多く加入されますようお願いいたします。

ベールをぬいだ新庁舎

縦横の線がえがく美しいデザインの庁舎全景
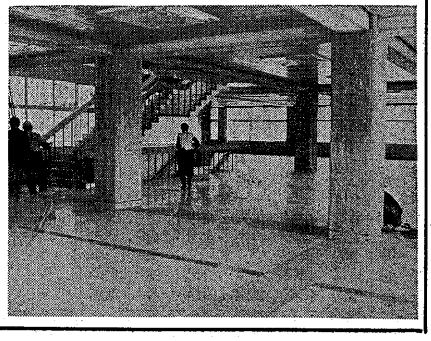
足場をとった新庁舎建物は、縦と横の太い線がえがく美しいデザインを浮き彫りにして姿を現した。建物内部はほとんど工事を終わり、今月から庁舎外の附帯工事にかかる。これは正面に管名文字板、掲示板、西側に現業員詰所、資材倉庫、車庫、北側に自転車や単車の置場をつくるほか、排水施設などを整備するもので、工費は約3,300万円かかる。**写真右は**玄関につづくひろびろした市民ホール